

# 市長行政報告

(令和2年第3回多摩市議会定例会)

報告事項が 2 件ございます。

第 1 件目の 7 月 22 日及び 8 月 24 日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、7 月 22 日に開催された令和 2 年度第 3 回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が 6 件あり、主な連絡事項 2 件について報告いたします。

1 件目は、福祉保健局から「市区町村

との共同による感染拡大防止対策推進事業(案)」について説明がありました。

地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組を推進するため、都と市区町村で新たに協議会を設置するとのことでした。

協議会の主なテーマとしては、新型コロナウイルス感染症対策に関する各種情報や市区町村の課題の共有と解決に向けた方策の検討、国に対する要望の整理・検討・要望の実施、夜の街対策など地域の課題に対する対応状況の情報共有等を考えているとのことでした。

なお、本件に関連し、私からは、保健

所設置市ではない自治体の長として、感染者の発生状況等に関する情報の公表について、より詳細な情報の公表を求めました。

2件目は、総務局から「大規模風水害時における市区町村への情報連絡要員の派遣」について説明がありました。

令和元年台風第19号における課題の検証等を踏まえ、大規模風水害時において、市区町村との情報連絡体制を構築するため、必要に応じて、情報連絡要員（リエゾン）を派遣する体制を構築したとのことでした。東京地方に大きな勢力を保つ台風が接近する予報等が出た場

合に、早い段階から市区町村との調整を行い、必要な体制を決定したうえで、各自治体に都各局職員 2 名程度を派遣することを想定しているとのことです。

続いて議案審議事項 4 件について報告いたします。

議案第 1 号の「令和 3 年度東京都予算編成に対する要望（案）」については、各部会での審議結果の報告があり、原案のとおり承認されました。要望項目数は、  
重点要望

48 件、一般要望 35 件、合計 83 件となりました。

あわせて、本要望事項の中から選定した最重点要望について説明があり、審議の上で承認されました。最重点要望では、市民生活、経済活動に甚大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症対策については、長期戦を覚悟して取り組んでいく必要があるとの認識を示したうえで、多摩地域の振興をより実効性のあるものとするため、積極的な施策の推進を図るとともに財政的な措置を講じること、新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める内容となっています。

なお、本要望については、8月18日に副知事及び各局に提出済みとなって

います。

議案第2号の「事務処理特例による移譲事務の取扱い」については、東京都から提案のあった「大気汚染防止法に基づく事務」の事務処理特例による移譲について、東京都市企画財政担当部長会における協議の結果、「了承する」とされたことが報告され、承認されました。

議案第3号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了による委員等の推薦について審議され、原案のとおり承認されました。

議案第4号の「各種団体からの後援依頼」については、1件の後援依頼につい

て承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」、「各種団体からの要請」、「令和元年度オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』の実績報告」及び「ペーパーレス化に向けた取組の実施」について報告され、了承されました。

続きまして、8月24日に開催された令和2年度第4回東京都市長会についてです。

今回から市長会議においても、タブレット端末及びペーパーレス会議システムが導入されました。



まず、東京都等からの連絡事項が4件あり、主な連絡事項2件について報告いたします。

1件目は、福祉保健局から「新型コロナウイルス感染症専用医療施設の設置」について説明がありました。

都立府中療育センターの旧施設に、約100床の規模で、中等症から軽症の方を対象に入院治療を行う、新型コロナウイルス感染症専用医療施設を設置する。9月から改修工事を開始し、10月中の工事完了後、医療機器の整備等を併せて行い、速やかな運営開始を目指しているとのことでした。

2件目は、下水道局から「流域下水道の改良費市町村負担」について説明がありました。

流域下水道事業における維持管理収支は近年赤字基調であり、市町村の維持管理負担金を原資とする利益剰余金残高はピーク時から半減している。流域下水道事業の安定的な運営のためには、改良財源の負担方法の見直しなどが必要であり、現在、利益剰余金から充当している改良費の市町村負担分について、令和3年4月からは市町村ごとの負担に変更することを考えているとのことでした。

なお、負担方法は、改良費実額の市町村負担分を流入水量により全市町村で按分する「全処理区方式」とし、今後、下水道法に基づく市町村への意見照会を経て、令和3年2月の都議会定例会に議案を提出していく予定とのことでした。

続いて議案審議事項4件について報告いたします。

議案第1号の「市長会における都・区長会・町村会と連携したリモート会議システム導入（案）」は、アフターコロナ・ウィズコロナ時代を見据え、首長同士が対面によらないコミュニケーションを

実現するため、リモート会議システムを導入することを目的とした事業を実施することについて審議され、承認されました。

これにより、今後、市長会として、リモート会議に必要なシステム端末を購入し、各市及び東京都市長会に配備する事業と、各市が実施するリモート会議を行うための通信環境の整備にかかった経費の全部又は一部を補助する事業を実施していくこととなりました。

議案第2号の「令和2年度東京都市長会一般会計歳入歳出補正予算(案)」は、議案第1号で承認されたリモート会議

システム導入のための事業費と同事業に対する公益財団法人東京都区市町村振興協会からの助成金を計上する補正予算（案）について説明があり、承認されました。

議案第3号の「多摩地域における行政のデジタル化への取組に関する要望（案）」については、今般の新型コロナウイルス感染症への対応等を契機に、改めてその必要性、課題点等を認識することとなった行政のデジタル化について、東京都に対して提出する要望について審議され、承認されました。

議案第4号の「各種審議会委員等の推

せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

そのほか、報告事項等として、「会長専決処分」、「各種団体からの要請」について報告され、了承されました。

以上、市長会関係の報告です。

第2件目として、「補助金支出についての住民訴訟事件」について、ご報告申し上げます。

本件訴訟は、本市市民から、本市が市内民間保育所に対して交付した保育所運営費補助金の支出が違法であるとして、当該補助金の交付を受けた社会福祉

法人に対しては、金 4 5 6 万 3 2 0 0 円  
及び利息を、多摩市長、元担当課長及び  
元担当主査の 3 名に対しては、連帯して  
同額を請求するように求めるものです。

この訴えは、平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日  
付けで東京地方裁判所に提起されたも  
ので、令和 2 年 7 月 2 1 日に第一審の判  
決が言い渡されましたのでご報告しま  
す。

判決は、本市の主張が認められたもの  
であり、補助金交付要綱を遡及改正した  
ことが違法であるという原告の請求は  
棄却され、そのほかの原告の請求は全て  
却下されました。

なお、本件につきましては、相手方から控訴が提起されておりますので、引き続き適切に対応して参ります。

以上、2件をご報告申し上げ、市長行政報告といたします。

(令和2年第3回多摩市議会定例会)